

古代日本における『周易』の受容

河野 貴美子

はじめに

古代日本には、大陸から数多くの漢字文献が伝えられた。そして日本ではそれらを盛んに学ぶとともに、新たに日本的な理解や独自の読み方をも創造していった。漢字を共通の文化基盤としつつも、各おのの地域においてそれが個別の展開をとげ、さまざまな派生形が生み出されたことこそ、日本ひいては東アジア地域特有の文化現象といえよう。小稿では、『周易』を例として古代日本における漢籍の受容と消化の状況を検討する。

『周易』は、中国的思考、理論を代表する経書の一である。果たして日本では、それがどのように扱われ、読まれていったのか。以下、まず奈良・平安初期の関連資料を整理しつつ『周易』受容の諸相をたどり、また、宇多天皇（八六七～九三二）の宸筆とされる東山御文庫蔵『周易抄』を取りあげる。宇多天皇の『周易訓』は、『周易』の文にヲコト点等の訓点を施した現存最古の漢籍訓点資料である。小稿では、これらの資料を通じて、日本に伝播し

た漢籍が有する意義の一端を考察していきたい。

一 奈良・平安初期における漢籍の受容

まずは、奈良・平安初期における漢籍、特に『周易』の受容と学習状況について基本的な事柄を確か確認しておく。

(1) 『日本国見在書目録』易家の著録状況

日本現存最古の漢籍目録である藤原佐世撰『日本国見在書目録』（寛平年間成立）の「易家」には、三十三種一百七十七卷の易関連書が中国より伝来していたと記録されている。その著録状況は次の通り。⁽¹⁾

易家	百七十七	如本					
帛藏四卷	晋大尉參軍 師貞注	周易十卷	後魏鄭太守 玄注	周易十二卷	東晉傅太師 瓊集廿一家解	周易八卷	魏尚書郎王彌之撰四十六卷 韓康伯注
卷	魏尚書郎王彌之撰四十六卷 韓康伯注	周易三卷	冷泉院	周易副象二卷	撰注	周易六十四卦卷贊一	經注
卷	周易講疏十卷	陳諧撰 參軍	周易講疏十二卷	何妥撰	周易異		

義十卷弘農劉遵字修礼撰 周易通義十卷 周易正義十四卷唐孔穎達撰 周易私記十四卷元无名氏撰 周易私記一卷古拙 周易論二卷唐馮翊太守 周易流演一卷 周易義記九卷易氏撰 周易新論十卷蜀郡博士王通撰 周易略例一卷武守節注 周易許氏扶抑一卷後魏孔時解 周易略例一卷唐魏注 周易通問一卷虞注 周易難問一卷 周易誤論一卷冷泉院 周易搜藏決一卷冷泉院 周易詠名十二卷冷泉院 周易音一卷長孫仙撰 周易判卦略例一卷冷泉院 周易贊一卷 周易精微賦一卷劉選撰 周易集音一卷冷泉院

ここには、『掃菴』や『周易』鄭玄注、『周易』京房章句のような古い書物から、孔穎達の『周易正義』をはじめ唐代成立の書物もみえる。『日本国見在書目録』は、九世紀末の時点でも多くの易関係の漢籍が伝来していたことを示しているのであるが、それでは果たしてこれらの書物は実際どのように学ばれていたのだろうか。

(2) 学令の規定と經書音読のこと

古代日本の学術状況を伝える資料としてしばしば取りあげられるものではあるが、『養老令』学令には大学において教授される經書の筆頭に『周易』があげられ、教授の際には鄭玄と王弼の注を用いることが規定されている。⁽⁴⁾ また、經書の教学方法については同じく学令に「凡学生、先説經文。通熟、然後講義」とあり、まず本文を読み、暗誦できるほどに通熟した後に内容の講義に入ることとされている。⁽⁵⁾ そしてその「読み」方について『令集解』学令が引く「釈」には、「読文、謂白読也。唐令読文与此異也。

唐令无音博士」とあり、これによれば音博士の指導による音読ということになる。⁽⁶⁾

經書を学ぶ学生に漢音の習熟が求められていたことは、例えば『日本紀略』前篇十三・延暦十一年(七九二)閏十一月辛丑条に「勅。明經之徒、不事習音、発声誦読、既致訛謬。宜熟習漢音」との勅がみえる。また「漢音」については次のような記事もある。

參議從三位勲六等兼越中守朝野朝臣鹿取薨。……少遊大學、頗涉史漢。兼知漢音、始試音生、任相模博士。後登科為文章生。

〔続日本後紀〕卷十三 仁明天皇・承和十年(八四三) 六月戊辰条 この記録は、当時「漢音」に習熟した学者が確かに存在したことを伝えるものである。当時は学生のみならず、天皇もまた「漢音」の学習者であった。

帝……最耽經史、誦讀不倦。能練漢音、弁其清濁。柱下漆園之説、群書治要之流、凡厥百家莫不通覽。兼愛文藻、善書法。……

〔続日本後紀〕卷二十 仁明天皇・嘉祥三年(八五〇) 三月癸卯条 この記事は仁明天皇(八一〇～八五〇)の学問を称えるとともに、特に「漢音」に習熟していたことを取りあげている。しかし一方では、博士でありながらも「漢音」に習熟しない人もあった。

散位從四位下善道朝臣真貞卒。……弘仁四年兼任大学助教。十年授外從五位下、転任博士。十一年以明經改授從五位下。……天長之初、遷大学助。……兼能談論。但旧

来不_レ学_二漢音、不_レ弁_二字之四声。至_三於教授、惣用_二世俗躰訛之音_一耳。

〔続日本後紀〕卷十五 仁明天皇・承和十二年（八四五）二月丁酉 条

善道真貞は、一向に漢音を学ばず、四声の区別もしなかつた。これらの資料を通じてみるに、当時日本においては、漢籍を漢音で読むこと、また漢字の四声や清濁を弁別できることが、学問に従事する人間にとって到達すべき水準とされていたと同時に、それが容易には克服しえない課題であったことも推察できる。

なお、大学における教学以外に、釈奠の儀式においても『周易』等の経書が講じられており、また、時には大学博士が直接天皇ら皇族に経書類を講ずることもあった。⁷⁾⁸⁾

古代における実際の学問の状況については資料の制約もあり不明な部分が多い。以上は、現存するごく基本的な記事に拠って奈良・平安初期の学生や博士らの経書学習の概況を述べたまでである。一方、大学とは別に、漢籍を学んだ人物は、寺院内にも多く存在した。

二 奈良寺院における『周易』受容

遣隋使小野妹子に随つて海を渡つた学問僧旻⁹⁾（六五三）は、帰国後「公子」に向かつて『周易』を講じたとされる。隋、唐に渡つた学問僧は、大陸の最新の學術に直接触れ、豊かな学識を身につけて帰国した。そして彼らの学問は、仏教のみならず、経書に関する知識をも含むものであった。奈良・平安初期の寺院にお

ける学問もまた、当時の日本の水準を示すものといえよう。そして、当時の日本の学問僧の著作にも、『周易』に関する記述がみえる。それらは古代日本の漢籍受容を検討するうえで重要な情報を含むものでありながら、従来十分な資料的意義が追究されてこなかつたものである。以下、旧稿でも触れたことごらを含むが、いま一度簡単に取りあげてみたい。

（一）仏典注釈書における『周易』『周易正義』の引用

興福寺の学問僧善珠（七三三～七九七）は、入唐僧玄奘¹⁰⁾（四〇六）を師として唯識因明学を学び、数多くの仏典注釈書を撰述した人物である。玄奘は、十八年に及ぶ留学期間を終えて帰国した際「経論五千余卷」を持ち帰つたとされる。玄奘、善珠周辺には相当量の漢文文献が備えられていたことが想像され、実際、善珠の注釈書には仏典のみならず各種の外典（経書）を利用した注文も多い。そしてその中には『周易』を用いた注釈もある。二例を挙げる。

言「空桑啓聖、資六位以明玄」者。……周易者……周公作爻辞。謂六爻别、别広釈故。文王者総六爻而説故。孔子作十翼。孔穎達周易正義曰、「孔子既作十翼。易道大明」。已上。

〔因明論疏明灯抄〕卷第一本

「因明勝躅始彰学士耽翫終広教思」者。周易臨卦象曰、「君子以教思無窮」。正義曰、「君子但須教化。思念無窮已也。欲使教恒不絶也」。

〔因明論疏明灯抄〕 卷第一本

善珠撰『因明論疏明灯抄』（天応元年（七八）成立）は、唐慈恩大師基の『因明入正理論疏』に対する注釈書である。前者が引用するのは、孔穎達『周易正義』序「第七論伝易之人」の冒頭部分である。また後者は、『因明入正理論疏』内の「教思」の語を解釈するために善珠が『周易』臨卦・象伝とともに当該部分の『正義』をも加え引いている箇所である。これらは、日本において『周易正義』を明確にその書名とともに引用するごく早い例であろう。善珠をはじめ、古代日本の仏家が撰述した仏典注釈書は、しばしば各種漢籍を利用しており、かつそこには異文や佚文も少なくない。それらの一つについては、中国経学史の資料としても今後さらに検討が必要である。

（2）興福寺蔵写本『講周易疏論家義記』 残巻

善珠が属した当時の興福寺は、中国から伝来した数多の典籍を収蔵し、学術センターのような役割を果たしていたかと想像される。そして興福寺には今もなお、八・九世紀当時の書物のいくつかが伝存している。

そのうちの一本が写本『講周易疏論家義記』残巻である。これは、『隋書』経籍志や『日本国見在書目録』等の目録類に一切著録されない天下の孤本、佚存書である。現存するのは全三十五紙のみの零巻であるが、その内容は王弼、韓康伯等の注のほかにいわゆる江南義疏家の解釈や仏教語を用いた注釈を含んでおり、中国六朝の易学の特徴を反映する貴重な資料となっている。

さて、この写本がいかにして現在にまで伝えられたか、その過程は、日本における漢籍受容を考察する際、興味深い示唆を与えてくれる。『講周易疏論家義記』は現在、『經典釈文』の写本残巻とともに興福寺が収蔵している。本来この二種の写本はそれぞれ独立した卷子本であった。ところが寛弘七年（一〇一〇）、東大寺の僧侶が真興の著作（『因明纂要略記』及び『四種相違断略記』）を書写するために、この写本二巻の料紙をばらばらに切り離し、紙背を利用して書写した後、表裏を転倒して冊子本に改装してしまった。そのため該本は、以後千年の間、『講周易疏論家義記』を「紙背」に閉じ込めた形で伝来したのであったが、大正十三年（一九二四）に至り、『講周易疏論家義記』の書名が狩野直喜氏によって再発見され、現在は再び『講周易疏論家義記』を表とする卷子本に復元され、重要文化財に指定されている。

日本にはこのように、本来寺院が所蔵していた漢籍の紙背に仏教関係の書物が書写されて伝来するものがほかにある。

例えば、日本に伝わる『王勃集』と『趙志集』の写本には、いずれも「興福伝法」の印がみえる。これは、興福寺が奈良から平安初期にかけて使用していたものである。そしてこれらの写本の紙背には、いずれも平安期に仏典が書写されている。中でも『趙志集』の方は、『講周易疏論家義記』同様、明治に至るまで紙背の仏典を表として伝来したものである。これらの写本は、紙背に仏典が書写され、その仏典が大切に読み継がれたことよって、かえって散佚を免れたとみることができる。漢籍の旧鈔本の紙背にしばしば仏典が書写されて伝わる、こうした現象は日本におけ

る漢籍伝来の一つの特徴といえよう。

三 宇多天皇『周易抄』

次に、宇多天皇の『周易抄』について検討する。

東山御文庫蔵『周易抄』一卷は、宇多天皇宸筆と伝わる写本である。¹⁷宇多天皇は、仁和三年（八八七）、二十一歳で即位。寛平九年（八九七）、三十一歳で子敦仁親王（醍醐天皇）に譲位し、昌泰二年（八九九）に仁和寺で出家、以後法皇と称した。その時代は、大陸との関係でいえば遣唐使が中止され、やがて唐・新羅が滅ぶ転換期にあった。宇多天皇には『寛平御遺誡』や『宇多天皇宸記』（佚）等の著作があるほか、しばしば詩宴や歌会を開催するなど、文化面での業績も少なくない。なお、宇多天皇は、仁和四年（八八八）十月九日から大学博士善淵愛成による『周易』の講義を受けている。¹⁸『周易抄』の具体的な成立時期は未詳であるが、その料紙は寛平九年（八九七）三月七日から同年四月八日までの文書の紙背が利用されていることから、それ以降に書写されたものと考えられる。

『周易抄』は、『周易』の経文及び注文（王弼注、韓康伯注）を抄出し（計二五八条）、その字句に対する注釈や訓点を施したもので、宇多天皇が『周易』を学んだ際のノートのようなものと考えられる。その内容は『周易』訟卦から始まり、履卦に至った後に繫辞上伝へ跳び、繫辞上伝の十三条（注文を含む）を抜き出した後に豊卦へと戻る。そして豊卦から未済卦へと進んだ後、再び泰卦まで戻り、その後は再び易卦の順通り既済卦へと至る。毎条の抄出

文字は五十字を超えず、断片的な抜粋である。経文に対する注文は小字で記され、各条は改行せず、前の条からほぼ一字分の間隔を空けて記されている。

さて、『周易抄』は、日本現存最古の漢籍訓点資料である。『周易抄』には句点や読点、漢字の四声を示す声点のほか、ヲコト点、また仮名による傍訓や草仮名による和訓も加えられている。その『周易抄』における訓点は、宇多天皇が自ら撰述書写した伝典『胎蔵秘密略大軌』（高野山大学図書館蔵）と一致する。通常、漢籍と伝典とは訓点の形式を異にするものであるにも関わらず、宇多天皇の『周易抄』と『胎蔵秘密略大軌』の訓点が一致するのは、これが漢籍と伝典の訓点法のいまだ明確に分離しない早期の資料であることを示すものと考えられる。また、宇多天皇にとつては、『周易』も伝書も、等しく共通の漢字漢文知識をもって取り組むべき対象とされていたのかも推察される。

なお、宇多天皇が使用した『周易』のテキストが何であったか、明確な記録はない。しかし、『周易抄』に抄出された経文や注文の中には、現在通行の本文とは異なる異文が少なからず見いだされる。

例えば『周易抄』には中孚卦・九二から次の部分が抄出される。鳴鶴在陰。其子和之。我有爵。吾与爾糜之。

この中の「糜」字を、阮元校刻『十三経注疏』では「靡」に作り、阮元『周易注疏校勘記』（文選楼刻本）には、「吾与爾靡之・石経・岳本・閩・監・毛本同。釈文、靡、本又作糜。陸作緜、京作𦉰」とある。そこで『經典釈文』の本文をみると、通志堂本『經典釈

文』周易音義には「爾靡・本又作糜」とあるが、中国国家図書館蔵宋刻宋元通修本『經典釈文』周易音義では同じ箇所が「爾靡・本又作糜」となっている。ここで、『周易抄』の引文にみえる「糜」字は、『周易』の旧貌を留める一例であることが分かる。⁽²³⁾

もう一例を挙げる。

夫安身莫若不競。修己莫若自宝。守道則福至。求禄則辱来。

これは頤卦・初九の王弼注からの抄出部分である。この中の「宝」字を、宋本『周易注疏』⁽²⁴⁾や阮元『十三經注疏』本等のみならず「保」字に作っている。また、阮元『周易注疏校勘記』にはこの部分に関する異文の指摘はない。しかし、法藏敦煌写本⁽²⁵⁾『周易』の当該字は「宝」である。『周易抄』が抄出する文字は、敦煌出土の写本に一致するのである。したがって右のわずかに二例からみても、宇多天皇が用いたテキストは宋刻本以前の写本時代の一異文を有し、『周易』の経文や注文の校勘の際には不可欠な貴重資料であることが判明する。

(1) 宇多天皇の『周易』学習方法——中国式の解釈と音読

『周易抄』は、宇多天皇がいかに『周易』を学び、また『周易』のいかなる部分に特に注意を寄せていたかを具体的に伝えるものである。『周易抄』に関しては、既に日本語学の方面からの研究は豊富であるが、『周易抄』の内容や方法、また日本経学史上における意義等については考究されるべき余地が多い。以下、『周易抄』の記載内容を整理しつつ、その特徴の二、三を指摘したい。

『周易抄』が抄出する内容はおよそ以下のようにまとめられ

る。⁽²⁶⁾

① 経文の抄出 一三六条

- a 経文のみの抄出（注文や訓点を含まないもの） 一四条
- b 王弼注あるいは韓康伯注と共に抄出するもの 四七条
- c 王弼注あるいは韓康伯注に基づくものではない訓詁を附して抄出するもの 二九条
- d 抄出した経文に訓点を加えるもの 四六条

② 注文（王弼、韓康伯）の抄出 一一二条

- a 注文のみの抄出（訓点を含まないもの） 三〇条
- b 訓詁あるいは案語を附して抄出するもの 三二条
- c 抄出した注文に訓点を加えるもの 五九条⁽²⁷⁾

そして『周易抄』が抄出語句に加える記述を見ると、宇多天皇が『周易』を学ぶ際に二つの方法を併用していたことが分かる。すなわち、中国伝統の訓詁学的方法に拠って経書の内容を解する方法と、日本語の語法に照らして訓点を加えて経書を解読する方法とである。⁽²⁸⁾これは当時の日本の学問状況を具体的に反映するものに他ならない。

そのうちまずは、中国式の学習方法についてみる。『周易抄』が経文を王弼あるいは韓康伯の注文と共に抄出する箇所は四七条ある（①b）。これ以外にも、訓詁（漢字訓）を附して抄出する箇所もある（①c、①d。そのうち『周易正義』の解と一致するものもある）。こうした箇所は、中国の注釈に基づいて易を解釈しようとするものである。

一例を挙げる。

尚
庶幾
又貴

これは、大壮卦・九四・象伝「藩決不_レ羸、尚_レ往也」の「尚」字とそれに対する訓詁を記した箇所である。「尚、庶幾」とは当該箇所の『周易正義』にみえる訓詁である。一方「尚、貴」の訓詁は当該箇所の『周易正義』にはなく、『周易抄』が何に拠ってこの訓詁を附したかは未詳である。しかしともかくこのように、『周易抄』においては、一漢字に対して複数の訓詁を並べて掲げ、慎重に解釈を進めようとする姿勢が窺えるのである。

もう一例挙げる。

貞疾
貞者当

「貞疾」の語は、豫卦・六五に「貞疾、恒不_レ死」、その象伝に「六五貞疾、乘_レ剛也。恒不_レ死、中未_レ亡也」とある部分からの抄出である。「貞者当」という解は、王弼の注にも孔穎達の正義にも見いだせない。しかし例えは、『尚書』洛誥の「我二人共貞」の箇所に対する陸徳明『釈文』は「貞・正也。馬云、当也」とし、『広雅』卷三上釈詁にも「貞、当也」の訓詁がある。『周易抄』は、王弼『周易注』や孔穎達『周易正義』以外の各種資料をも用いて、最も適当な訓詁解釈を求めようとしたものようである。³⁰⁾

また『周易抄』は、漢字に声点や反切をしばしば附して当該字の発音や四声を明確にしようとしている。声点が附される漢字は計六十四字に及ぶ。³¹⁾そしてそのうち「出涕沱如」(離卦・六五)の「沱」字(平声重、徒河反、「……増徽不能及」(遯卦・上九・王弼注)の「徽」字(入声輕、昌雀反、「……百果草木皆甲坼」(解卦・象伝)の「坼」字(入声輕、他洛反、「鞏」字(鞏卦・初九)(上声、九勇反、

「號々」(震卦・卦辭)の「號」字(入声輕、許逆反)、「……豚者獸之微賤者也」(中孚卦・象伝・王弼注)の「豚」字(平声重、徒尊反)等には、声点のみならず合わせて反切もが加えられている。³²⁾これらの箇所において『周易抄』は、漢字の発音の確認を徹底しているのであり、これは先にも触れたように古代日本の経書学習において音読が重視されたことと重なる。

しかしここで注意したいのは、『周易抄』が、漢字に声点や反切を加えると同時に、日本語の語法に基づく訓点や和訓をも附していることである。次に、『周易抄』における『周易』読解のもう一つの方法をみる。

(2) 宇多天皇の『周易』学習方法——日本式の訓読

『周易抄』には、ヲコト点を加えるものが計一五五条、草仮名による和訓を加える箇所が二九例、仮名による傍訓を加える箇所が十例ある。一例を挙げる。

次(平声輕)——且(平声輕)シサル

これは夬卦・九四にみえる語句の抄出である。³³⁾『周易抄』はこの双声語「次且」の二字の間に音合符を加え、二字を続けて音読する際の声調を示すと同時に、和訓「シサル」をも加えて附している。こうした注記は、宇多天皇が「次且」の語を音読でも訓読でも読んだことを示しているよう。

そしてこのように『周易抄』において声点と和訓とが重ねて附される例として、他に「不泥」(大有卦・九二・王弼注)の「泥」字(去声、ナツマス)、「萃」字(萃卦・卦辭、去声、アツマル)、「切

字(革卦・初九・王弼注、去声、ネシ)等がある。これらの例は、当時日本における『周易』学習時には、中国式の音説と日本式の訓読とが併行していたことを伝えるものであろう。

また『周易抄』には、漢字訓と和訓とが併存している箇所がある。

闕敵を 障

闕 サハル

これは中字卦・六三「得敵。或鼓或罷、或泣或歌」の王弼注「欲進而闕敵」からの抄出である。宇多天皇はこの「闕」字を二度抄出し、初めは漢字訓「障」、二度目は和訓「サハル」を加えている。

「闕、障」という訓詁は『周易正義』をはじめ中国の典籍には見いだせないもので、『周易抄』がいずれの資料に拠ってこの訓詁を附したかは分からない。一方、「障」字や「闕」字を「サハル」と訓ずることは後の図書寮本及び観智院本『類聚名義抄』等にはみえるものである。『周易抄』は、「闕」字と「障」字とともに「サハル」と訓ずるところから両字を結びつけ、「闕、障」なる訓詁を附したのであろうか。

漢字訓と和訓を同時に附す例をもう一つ挙げる。

幹又良

「幹」字は、蠱卦・初六、⁽³⁶⁾同九二、同九三、同六五等にみえる。

ここで『周易抄』があげる「幹、良」の訓詁もまた、王弼『周易注』等の中国各種資料には確認できないものである。⁽³⁶⁾また「幹、タヘタリ」の和訓も古代日本の他の訓点資料にはみられない。⁽³⁷⁾しかし蠱卦・初六・王弼注には「……以柔巽之質、幹父之事、能

承先軌、堪其任者也、故曰有子也」とある。『周易抄』はこの注文中の「堪」に拠って「タヘタリ」の訓を「幹」字にあてた可能性が推測される。⁽³⁸⁾そして、『周易抄』が「幹」字に加えた「タヘタリ」「良」の解釈は、日本においては後世にも継承されていく。すなわち清原宣賢(一四七五～一五五〇)が訓点を施した清家文庫蔵『周易』古活字本の当該字には左側に「タヘタリ」、右側に「ヨク」の傍訓が附されている。⁽³⁹⁾この二つの和訓は、早くは『周易抄』を原点とし、日本における『周易』蠱卦中の「幹」字の訓読として一貫して受け継がれたものと解することができる。

おわりに

宇多天皇の時代の日本は、当時の中国漢字音資料を直接反映する菅原是善(八二二～八八〇)の『東宮切韻』や安然の『悉曇藏』(八八〇年序)等の書が現れると同時に、和訓を含む辞書『新撰字鏡』(八九八～九〇一頃)もが成立した時期である。また宇多天皇自らが勅を下し、漢詩を和歌に翻訳した『句題和歌』(大江千里)を撰述させる等、いわば「和」と「漢」とが並び立つようになる時代であった。日本に伝来した経書も、本来中国の注疏の説に基づき解釈し、中国式の発音をもつて読まれていたものが、やがて日本独自の解釈、訓読が加えられていく、『周易抄』はまさにその展開期における現象を具体的に示すものである。

古代日本の知識人は、中国伝来の経書を通して知的思考力を深めたばかりでなく、それら漢字漢文文献を読み解く努力を通して、自らの言語を鍛え、豊かにしていったといえる。

日本には多くの漢文資料が残る。今後もそれらの分析検討を進め、日本伝存漢籍の価値を改めて見直しつつ、東アジアの學術・文化の特質をさらに考究していきたい。

- (1) 宮内庁書陵部所蔵室生寺本『日本国見在書目録』名著刊行会、一九九六年影印。小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』小宮山出版、一九五六年等参照。
- (2) 室生寺本では「周易十卷^{後漢鄭}」で改行し「右書經籍志所載十三卷」とある。『隋書』經籍志・經部易には「帰蔵十三卷」とある。
- (3) 『養老令』学令に「凡經。周易・尚書・周礼・儀礼・礼記・毛詩・春秋左氏伝。各爲三經。孝經・論語、學者兼習之」とある。
- (4) 『養老令』学令に「凡教授正業。周易、鄭玄、王弼注」とある。学令が指定する教科書は、『春秋穀梁伝』『春秋公羊伝』『老子』『日本古代学校の研究』第一部第一章第二節、玉川大学出版部、一九九〇年等参照。ただ実際には、『周易』の場合には専ら王弼注が利用されたと考えられる。小島憲之「上代人の周易」(『新訂中国古典選』附録、朝日新聞社、一九六六年)、同「国風暗黒時代の文学」上、第一篇第二章一(塙書房、一九六七年)等参照。また、後述するごとく王弼注とともに孔穎達『周易正義』もよく利用されたであろう。
- (5) 学令には続いて「其試讀者、每千言内、試二帖三言。講者、每二千言内、問大義一条」とあり、本文の暗記と内容理解の程度を問う試験が規定されている。
- (6) 『養老令』職員令・大学寮には「音博士二人。掌教音」とある。なお音博士を任じた人物として、史料には大唐統守言・薩弘恪(『持統紀』五年九月条)、唐人袁晋卿(『続日本紀』卷二十八神護景雲元年二月丁亥条等)、近江国愛智郡人物部弥範(『続日本後紀』卷十九嘉祥二年十月乙酉条)、秦忌寸永宗(『日本三代実録』卷四十三元慶七年正月七日条)等の名が留められている。

- (7) 日本において釈奠に関する最も早い記事は『続日本紀』卷二大宝元年(七〇一)二月丁巳条にみえる。また九世紀に行われた釈奠において『周易』が講じられた記録は、『日本三代実録』卷五貞観三年(八六一)八月六日・七日条、同卷十二貞観八年(八六六)二月朔日条、同卷四十三元慶七年(八八三)二月十日条、同卷四十九仁和二年(八八六)八月朔日・二日条にみえる。弥永貞三「古代の釈奠について」(『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八年)及び久木幸男注(『前掲書』第一部第四章第二節等参照)。
- (8) 『本朝文粹』卷九には都良香「陪左丞相東閣聽源皇子初学周易」が記載されている。また、宇多天皇の『周易』学習状況については後述。
- (9) 『家伝』上・鎌足伝に「嘗群公子、咸集于旻法師之堂、讀周易焉」とある。沖森卓也他「藤氏家伝^{鎌足貞昌傳}注釈と研究」(吉川弘文館、一九九九年)参照。

- (10) 『続日本紀』卷十六天平十八年(七四六)六月己亥条。
- (11) 『因明論疏明灯抄』には卷第二本、卷第五末にも一箇所ずつ『周易』『周易正義』からの引用がある。また善珠は「唯識義灯増明記」卷第一においても「周易正義」を注釈文に利用している。河野貴美子「奈良・平安期における漢籍受容の一考察——善珠撰『因明論疏明灯抄』を手がかりとして——」(『国文学研究』第一五一集、二〇〇七年三月)、同「善珠撰述仏典注釈書における老莊関係書の引用」(『アジア遊学』七三、二〇〇五年三月)参照。なお小島憲之氏も夙に石上宅嗣の「小山賦」や賀陽豊年の「和石上卿小山賦」、「令義解」等に王弼注『周易』や『周易正義』を参照した部分があることを指摘している。小島憲之注(4)前掲「上代人の周易」及び同「国風暗黒時代の文学」上、第一篇第二章一等参照。
- (12) 乾・噬嗑・賁・咸・恒・遯・睽・蹇・解の各卦に関わる部分のみが存。咸卦の冒頭部分に「講周易疏論家義記咸第十」との書名があるが、全体の巻数や撰述者は不明。平安初期の写本とみられる。
- (13) 狩野直喜「旧鈔本講周易疏論家義記残卷」(京都帝国大学文学部

- 景印旧鈔本第二集『講周易疏論家義記』、一九三五年、藤原高男『講周易疏論家義記における易学の性格』(『漢魏文化』創刊号、一九六〇年六月)、同『江南義疏家の二派に関する一考察』(『日本中国学会報』十一、一九六〇年十月)、馮錦榮『格義』与六朝『周易』義疏学——以日本奈良興福寺藏『講周易疏論家義記殘卷』為中心——(『新亞學報』二二、二〇〇一)等参照。
- (14) 『經典釈文』第十四・礼記音義之四。
- (15) 『奈良六大寺大觀 興福寺一』補訂版第七卷解説(堀池春峰執筆、岩波書店、一九九九年)、河野貴美子『興福寺藏『經典釈文』及び『講周易疏論家義記』について』(『汲古』五二、二〇〇七年十二月)等参照。
- (16) 兵庫上野氏所藏唐鈔本卷第二十八(紙背「大乘戒作法」(平安時代写)、東京国立博物館所藏同卷二十九、三十(紙背「四分戒本略」(平安時代写)及び天理図書館所藏古写本『趙志集』一卷(紙背「唯識章」(長元三年(一〇三〇)興福寺僧經連写。書跡名品叢刊『唐鈔本 王勃集』(二)女社、一九七〇年)、大阪市立美術館編『唐鈔本』(同朋舎出版、一九八一年)、文化庁監修『国宝・重要文化財大全』七書跡 上巻(毎日新聞社、一九九八年)、中田勇次郎『日本書道の系譜』(木耳社、一九七〇年)、『天理図書館善本叢書漢籍之部第二巻 文選 趙志集 白氏文集』解題(花房英樹・荒牧典俊執筆、八木書店、一九八〇年)等参照。
- (17) 『和漢名法帖選集 第五巻 宇多天皇宸翰周易抄』(附録野本白雲述「御物宇多天皇宸翰周易抄」、平凡社、一九三三年)、『墨美』一三二(一九六二年十一月)、『東山御文庫 皇室の至宝3』(『周易抄』解説・住吉朋彦、毎日新聞社、一九九九年)等の影印がある。また関連する先行研究に中田祝夫『改訂版 古点本の国語学的研究』(勉誠社、一九七九年)、築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出版会、一九六三年)、同『平安時代語新論』(東京大学出版会、一九六九年)、小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(東京大学出版会、一九六七年)、同『寛平法皇の訓点』(『国語と国文学』五九一三、一九八二年三月)、同『角筆文獻の国語学的研究』(汲古書院、一九八七年)、沼本克明『平安鎌倉時代に於ける日本漢字音に就ての研究』(武蔵野書院、一九八二年)、吉田金彦、築島裕、石塚晴通、月本雅幸編『訓点語辞典』(東京堂出版、二〇〇一年)、井上亘『古代の学問と「類聚」——宇多天皇宸翰『周易抄』をめぐる——』(笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年)等がある。
- (18) 『日本紀略』前篇二十・仁和四年(八八八)十月九日条参照。
- (19) 飯田瑞穂『宇多天皇宸翰『周易抄』紙背文書(補遺・覚書)』(『国書逸文研究』七、一九八一年八月)、田島公『周易抄』紙背文書と内案』(『日本歴史』六〇八、一九九九年一月)参照。
- (20) 『周易抄』は乾卦から需卦までを缺き、冒頭部分が散佚している可能性が高い。
- (21) 大畜卦と姤卦からの抄出はない。また豊卦から既濟卦までの部分は、重複して抄出される部分がある。『周易抄』の体例については井上亘注〔17〕前掲『寛平法皇の訓点』及び同『角筆文獻の国語学的研究』参照。
- (22) 小林芳規注〔17〕前掲『寛平法皇の訓点』及び同『角筆文獻の国語学的研究』参照。
- (23) 黄焯『經典釈文彙校』(中華書局、一九八〇年)には、「糜、盧改作糜。……案盧改是也。写本宋本葉鈔並作糜」とある。なお『周易抄』の引文が『經典釈文』が掲げる「本」或「本」の本文と一致するものに、「蔑音」(剥卦・初六・王弼注)の「消」字(通行本作「削」)、「大過卦九二 枯楊生稊」(大過卦・九二)の「莠」字(通行本作「穉」)、「日中則見、月盈則蝕」(豊・象伝)の「蝕」字(通行本作「食」)、「大衍之数五十。其用、冊有九。乾之策、二百一十有六。坤之策、百一十有四。当卦之日」(繫辭上伝)の「策」字(通行本作「期」)等がある。
- (24) 影南宋初年刊本『周易注疏』(足利学校遺蹟図書館後援会刊、汲古書院、一九七三年)参照。
- (25) 同様に、『周易抄』が咸卦・上六・象伝から引く「騰」字を宋本『周

『易注疏』や阮元『十三經注疏』は「滕」に作るが、英蔵敦煌の(28)『周易』の当該字は「騰」に作る例がある。

- (26) 他に「乾正帝」の一条があるが、これが何に基づく引用かは不明。
(27) ① b、c、② bの中には声点やラクト点等の調点が附されているものもある。また① d、② cの中には声点が附されているものもある。

- (28) 『周易抄』には、訓詁や調点のいずれをも附すことなくただ経文や注文のみ抄出する部分もある(① a、② a)。宇多天皇がこれらの部分を特に留意し抜き出したのはいかなる理由によるかは不明である。ただ、その中には「弁上下定民志(履卦・象伝)や「齊明之徳」(無妄卦・象伝・王弼注)等のように、天皇という重要な地位に就く人間であればこそ特に関心を寄せて抜き出したかと想像される語句もある。

- (29) なお「尚、貴」の訓は例えば『孟子』尽心上・趙岐注にみえ、また、『周易正義』には「尚」字の解として「貴尚」の語もしばしばみえる。

- (30) 清・俞樾『群經平議』周易一にも「樾謹按、貞之言当也」とある(『統修四庫全書』影印清光緒二十五年刻春在堂全書本参照)。

- (31) 『周易抄』の声点は、平声軽、平声重、上声、去声、入声軽、入声重の六声体系。沼本克明注(17)前掲書参照。

- (32) このうち「垢」字と「繳」字の反切は『經典釈文』『周易音義』所載の反切と一致しない。

- (33) 夬卦・九四に「臂无膚。其行次且。牽羊悔亡。聞言不信」、その象伝に「其行次且、位不当也」とある。

- (34) 「障・サハル」の訓は図書寮本及び観智院本『類聚名義抄』に、「闌・サハル」の訓は観智院本『類聚名義抄』に各おのみえる。『図書寮本類聚名義抄』(勉誠社影印、一九六九年)、正宗敦夫校訂『類聚名義抄』(風間書房、一九六八年)参照。

- (35) 蠱卦・初六には「幹父之蠱。有子、考无咎。厲終吉」とある。
(36) その他空海『篆隸万象名義』、昌住『新撰字鏡』等の古辞書にもみえない。

- (37) 築島裕『調点語彙集成』第五卷(汲古書院、二〇〇八年)参照。

- (38) 「堪・タヘ」の和訓は、平安初期写『妙法蓮華経女賛』にみえる。築島裕注(37)前掲書参照。また図書寮本及び観智院本『類聚名義抄』にも「堪・タヘタリ」とある。

- (39) 現京都大学附属図書館蔵。京都大学電子図書館ホームページ(清家文庫)参照。

【付記】

本稿はInternational Symposium Commonality and Regionality in the Cultural Heritage of East Asia (二〇〇九年五月、於ロンドンピア大学)における口頭発表「経書の継承と展開——日本における『周易』受容」をもとに訂正補筆したものである。なお中文版は『中国典籍与文化』(二〇一〇年第一期)に『周易』在古代日本的継承と展開」として掲載された。